

## 高等学校等就学支援金のオンライン申請について

陽春の候、新入生保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、先日お送りした入学説明資料でお知らせしたとおり（冊子 P21 参照）就学支援金の申請を以下の **1 ～ 3 の手順** でオンライン（e-Shien サイト）にて申請を行っていただきます。本校ホームページ（<https://www.saitamaheisei.ed.jp/guide/fee>）に利用者マニュアルがございますので、よく読んで必要事項の入力を行ってください。

**4月14日（日）まで**に入力を完了するようにしてください。期日に遅れた場合、減額または補助が受けられないことがありますのでご注意ください。

また、就学支援金には家計急変支援制度（冊子 P20 参照）がございます。やむを得ない離職などにより見込年収が約590万円未満になった場合に該当します。要件に該当する可能性のある方は事務室にお問い合わせください。（オンライン申請は通常にしてください）

**1 ログイン（新規申請編マニュアル P5 参照）**

同封のログイン ID とパスワードでシステムにログインしてください。

<https://www.e-shien.mext.go.jp>



学校ホームページ



e-Shien ページ

**2 意向登録（新規申請編マニュアル P6～P7 参照）**

画面の案内に沿って、申請をする意思があるか否かの意向登録をしてください。

意向ありの場合は続けて **3 受給資格認定** を行ってください。

**（※意向なしの方もここまでは必ず行ってください）**

**3 受給資格認定（新規申請編マニュアル P8～P22 参照）**

画面の案内に沿って、認定申請画面に進み、申請を行ってください。**家計急変には進まないでください。**

世帯の「収入状況提出方法」は以下の2つの方法があります。（システム外は除く）

① マイナンバーカードを使用し、マイナポータル連携をし申請者が保護者等の税情報  
を直接取得して申請画面に自動転記する。

この場合、毎年申請の度に自身で税情報の取得・提出が必要となります。

② 個人番号を直接入力する。

申請画面に個人番号 12 ケタを直接入力してください。

お手元に個人番号（マイナンバー）がわかる書類をご用意ください。

例) マイナンバーカード、通知カード、住民票（個人番号記載のもの）

この場合、県が入力されたマイナンバーを使用し所得確認をします。

保護者の課税地について今回入力するのは 2023 年 1 月 1 日時点で住民票があった市区町村です。

個人番号は親権者（保護者）のものを使用します。生徒本人のものを使用するのは親権者などがいない場合のみです。

※「ログイン ID 通知書」の配付は入学時 1 回限りです。3 年間大切に保管してください。

※在学中に保護者情報等変更がある場合は、このシステムで変更していただく必要がありますが、必ず先に学校に連絡してください。また、申請状況・結果などもシステムで確認することが出来ます。

※就学支援金はマイナンバーに基づき、保護者の地方税情報を確認したうえで、支援の対象となる生徒を決定します。住民税が未申告の場合は、地方税情報の確認ができないため、税の申告後に改めて課税証明書などを提出していただく場合があります。また、支給遅延の原因にもなりますので、税の申告が済んでいない場合は、必ず事前に申告手続きを行っていただくようお願いします。